HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	<判例研究>いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約中の、ユーザーについて民事再生手続開始の申立てがあったことを契約の解除事由とする旨の特約の効力
著者	酒井,博行
引用	北海学園大学法学研究,45(2):409-433
発行日	2009-09-30

【事実の概要】

ース業者であるA株式会社、

およびAの営業等の譲渡を

、判例研究> ユーザーについて民事再生手続開始の申立てがあったことを契約の解除事由と する旨の特約の効力 いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約中の、

小法廷判決(民集六二巻一〇号二五六一頁、 最高裁判所平成一九年(受)第一○三○号、 六頁、判例タイムズ一二九五号一八三頁、金融・商事判例一三○八号四○頁、 裁判所時報一四七四号一頁、 動産引渡等請求事件、 平成二〇年一二月一六日第三 判例時報二〇四 金融·商事判例 . 号

三一九号四五頁、 金融法務事情一八六九号四二頁)

井 博

酒

行

と記す)を締結し、各リース物件(以下、「本件リース物件 営むB株式会社と多数のリース契約(以下、「本件リース契約 受けAの契約上の地位を承継したX株式会社は、 飲食店業を

北研 45 (2·211) 409

と記す)を引き渡した。

資

本件リース契約はいずれも、 リース業者がリース期間中に

リース物件の取得費、金利、およびその他の経費等を全額回

①ユーザーについて整理、 して、本件リース契約では、以下の約定がなされている。 フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約である。 収できるようにリース料の総額が算定されている、 てがあったときは、リース業者は催告をしないで契約を解 和議、 破産、会社更生などの申立 いわゆる そ

②リース業者は、ユーザーがリース料の支払を一回でも怠っ 下、「不払解除特約」と記す)。 たときは催告をしないで契約を解除することができる(以

除することができる(以下、「本件特約」と記す)。

③契約が解除された場合、ユーザーはリース業者に対し、 ときにはリース料相当額の損害金を支払う。 ちに物件を返還するとともに、 総額に近似した金額)を支払い、物件の返還を遅滞した 規定損害金(残リース料金 直

る旨の意思表示をなした 同月二一日、 は平成一四年一月一七日、民事再生手続開始の申立てを Bに対 本件特約に基づき本件リース契約を解除す 同手続の開始決定がなされた。Xは同月二 (以下、「本件解除」と記す)。 Xは

> 金の支払を求めて、訴えを提起した。なお、本件リース物件 ス物件の引渡し、および約定に基づくリース料相当額の損害 Bに対し、本件リース契約の終了を理由に、未返還の本件リー

は、平成一七年三月九日までにXに返還されたかまたは返還

渡請求を取り下げた。また、Bは原審係属中の平成一七年四 不能となっており、そのためXは原審で本件リース物件の引 月一日、Yに合併され、Yがその地位を承継した。

金融・商事判例一三〇八号五五頁参照)〕は、本件特約が有効 一〇号二五八六頁参照、 第一審判決〔東京地判平成一六年六月一〇日(民集六二巻 判例タイムズー一八五号三一五頁

であるとして、Xの請求をほぼ全部認容した。

なっていた一部の物件についてのリース料相当額の損害金請 効とし、民事再生手続開始申立て前にリース料支払が遅滞と については、 民事再生手続開始申立てがあったときを解除原因とする部分 金融・商事判例一三〇八号四八頁参照)〕は、本件特約のうち、 〇号二六〇〇頁参照、 控訴審判決〔東京高判平成一九年三月一四日(民集六二巻 民事再生法の趣旨、目的を害するものとして無 判例タイムズ一二四六号三三七頁、

(判旨) 上告棄却

あ の申立てがあったことを解除事由とする部分は、 であるが、少なくとも、 民事再生手続開始の申立てがあったことも含まれるというの ナンス・リース契約であり、 る。 の趣旨、 「本件リー その理由は、 目的に反するものとして無効と解するのが相当で ス契約は、 次のとおりである。 ŲΣ 本件特約のうち、 わゆるフルペイアウト方式のファ 本件特約に定める解除事由 民事再生手続開始 民事再生手 には ィ

0) 間 どして定められた再生計画に基づき、 0) .も民事再生手続の対象となる責任財産に含まれ 再生を図るものであり(民事再生法一条参照)、 の民事上の権利関係を調整し、 財産を一体として維持し、 民事再生手続: 経済的に窮境にある債務者につい 全債権者の多数の同意を得るな 債務者の事業又は経済生活 債務者と全債権者との 担保の目的

を解除してリース物件の返還を求め、 料が支払われない場合には、 意義を有するものであるが、 ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、 ス料や規定損害金の弁済を受けるという担保として リース業者においてリース契約 同契約において、民事再生手 その交換価値によって リー ż

> させ、 件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認める ことにほかならない 意により、 除を認めることは、 続開始の申立てがあったことを解除事由とする特約による解 とどまるリース物件を、 民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物 民事再生手続開始前に債務者の責任財 このような担保としての意義を有するに から、 一債権者と債務者との間 民事再生手続の趣旨、 目的に反す 産から逸出 の事前の合

田原睦夫裁判官の補足意見

ることは明らかというべきである。」

て、

そ

は

につい 解除事由とする特約の効力を否定すべきものとしてい 民事再生手続のその後の手続の流れとリ $\vec{=}$ 法廷意見では、 倒産申立て解除条項と弁済禁止の保全処分との 民事再生手続開始 の申 1 立て ス業者の権利 いがあっ たことを いるが、 関係 0

響を及ぼすも た場合のリース契約の解除の可否には、 まず、 V れば、 本判決の結論は、 IJ のでは ース業者は、 ない。 再生債務者がリー その債務不履行を理由としてリ 再生債務者がリー 当然ながら何らの影 ス料金を滞納し ス料金を滞納

使の関係について、

若干補足する。

7

ス契約を解除することができるのは当然である。また、

資

た場合、ユーザーは、 リー 直ちに残リース料金の全額を支払うべきものとする定め ス契約では、 リース料金についての期限の利益を失 ユーザーが倒産手続開始の申立てをし

ス契約を解除することができることとなる。 るから、リース業者はリース料金の債務不履行を理由にリー そうすると、 ユーザー ユーザー はリース料金の期限の利益を喪失す が民事再生手続開始の申立てをした

しかし、ユーザーたる再生債務者が、民事再生手続開始

般に否定されてはいない。

が

置かれているが、

かかる期限の利益喪失条項の効力は、

不払を理由として、 を禁じられた民事再生手続開始の申立て以後のリース料金の 果として、リース業者も、 ス料金についても弁済をなすことが禁じられ、その反射的効 申立てと共に弁済禁止の保全処分の申立てをし、その決定を 至るものというべきである(最高裁昭和五三年 再生債務者は、 リース契約を解除することが禁止される その保全処分の効果として、 弁済禁止の保全処分によって支払 (オ) 第三 リー

九号同五七年三月三〇日第三

民事再生手続が開始された場合、その開始決定

一小法廷判決参照)。

事再生法八五条一項)が、弁済禁止の保全処分は開始決定と 同時に失効するので、再生債務者は、 の効果として、再生債権の弁済は原則として禁止される リース料金について債

実行手続の中止命令 等を執ることができることとなる。そして、再生債務者は 民事再生手続の遂行上必要があれば、これに対し、 (同法三一条一項)を得て、リース業者 担保権

の担保権の実行に対抗することができると考える。」

別除権者としてその実行手続としてのリース契約の解除手続 務不履行状態に陥ることとなる。したがって、リース業者は、

【評釈】

はじめに

の

受け、 てその対価としてリース料 リースの申込みをなし、 を約定のリース期間に配分する方式で算定される) から目的物件を買い受けて、これをユーザーに使用収益させ 目的物件を使用しようとする者(ユーザー) 契約が広く用いられている。 現在、事業のため サプライヤー からの物件購入資金などの回収を図り、 の機械・設備等の導入のために、 リース業者は売主 (物件の購入価額その他の費用額 周知の通り、 リース契約とは、 (サプライヤー) がリース業者に の支払を リース

本稿ではまず、

民事再生手続におけるファ

イナン

ス

IJ

1

要な意義を有すると考えられ

、契約

の処遇について論じる(→二)。次に、

民事再生手続に

者がリ 数料などを全額回収できるようにリース料総額が算定されて V 定の 6 れているリース契約は、 刻 フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約 ス物件の購入価額、 潤を得ようとするものである。 金利、 約定のリース期間内にリー 固定資産税、 現在の実務で広く用 保険料、 -ス業 手

ン 手続が開始された場合の処遇が問題となる。また、 ス・ -について倒産処理手続の開始申立てがあった場合にリ リー リース契約では多くの場合、 ス物件の引渡しを受けたユーザーについて民事 本件特約のように、 ファイナ 再生 ユ 1

契約」と記す)である。ファイナンス・リース契約に関して

単に「ファイナンス・リース契約」あるいは

リー

る。 のような特約を「倒産解除特約」と記す) ス業者が催告なくして契約を解除できる旨の特約 の民事再生手続上の処 :を民事再生手続との関係でどのように扱うか 本判決は最高裁として初めて、 の倒産解除特約の効力について判示したものとして、 遇 および、 ファイナンス・リー ファイナンス・リース が定められており、 が問題とな (以下、 -ス契

> も含めて論じる (→**四**)。 夫裁判官の補足意見(以下、 おけるファイナンス・リース契約中の て論じる(**→II**)。 最後に、残された問題につき、 田原補足意見」と記す) 倒産解除特約 0 の 田 効 検討 原睦

つい

民事再生手続におけるファイナンス・ IJ I ス契約の処

判平成七年四月一四日(民集四九巻四号一○六三頁)は、 生法六一条(旧一 を採るか否か) イナンス・リース契約に双方未履行双務契約に関する会社更 未払リース料債権が共益債権となるか否 会社更生手続においてリース業者がユーザー けるファイナンス・リース契約の処遇に IJ ĺ -ス物件の引渡しを受けたユ が問題となった。 〇三条) の適用があるか否か この点に関して、最(二小 1 ザ ĺ つい か、 の倒 ては、 すなわち、 に対して有 産処理手続にお (賃貸借構成 かつて、 ファ ファ

融上 残存価値がないものとみて、 定されてい 費その他の投下資本の全額を回収できるようにリ の 便宜を与えたものであり、 るものであって、 その実質は リース業者がリース物件の取得 IJ ĺ ス料債務は ユー ザ 1 1) ース料が算 対 ・ス契約

イナンス・リース契約は、

リース期間満了時にリース物件に

資

用と各月のリース料の支払とは対価関係に立つものでは 0) 月一 期限の利益を与えるものにすぎず、各月のリース物件の 成立と同時にその全額について発生し、 定額によることと約定されていても、それはユーザー 未払リース料債権は期限未到来のものも含めてその リース料 この支払 ない 使

れるとされていた。 裁調査官解説では、 に準じて扱われるか否かについては判示していないが、 ス料債権が更生担保権(会社更生法二条一〇項(旧 権として扱われるとした。ただ、平成七年最判は、 未払リース料債権が会社更生手続において更生債 更生担保権として取り扱うべきと考えら | 二三条) 未払リー 最高

を判示し、

続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権に当たる旨 全額が会社更生法二条八項(旧一〇二条)にいう会社更生手

示していない。

七月一九日 する従来の下級審裁判例として、 されるか 九条の適用を受け、未払リース料債権が共益債権とされるか、 方未履行双務契約として民事再生法(以下、「法」と記す)四 民事再生手続においても、 (法五三条一項) 付きの再生債権 (担保権構成を採るか) (判時一七六二号一四八頁、金法一六三六号五 ファイナンス・リース契約が双 まず、 が問題となる。この点に関 大阪地決平成一三 (法八四条一項)と 年

判は、

ファイナンス・リース契約における担保目的物の捉え

イナンス・リース契約における担保目的物とする理由は特に のと解すべき旨を判示したが、ファイナンス・リース契約に についてその再生債権を被担保債権とする担保権を有するも リース業者はリース物件についてユーザーが取得した利用権 つき担保権構成を採る理由、 夏3 は、 未払リース料債権はその全額が再生債権とな およびユーザー の利用権をファ

を担 にユー ザーの信用状態が悪化したときにはリース期間満了前にリー 二七九頁、金法一七〇五号五〇頁)は、 するのが相当である旨を判示した。 とする担保権 再生手続においてもリース業者はリース料債権を被担保債権 ス物件の返還を請求することができるとの約定により、 しているのは否めない事実であり、リース会社は契約締結時 う形態が実質的にリース料債権を担保するための機能を果た したうえで、ファイナンス・リース契約においてリースとい 次に、東京地判平成一五年一二月二二日 保されているものと解することが可能であるとし、 ・ザーに与信した総リース料債権相当額について、 (別除権) を有するものとして処遇されると解 また、 平成七年最判を引用 平 (判ターー 成一 五年東京地 四 ユ 무 1

審判決。

民集六二巻一〇号二五八六頁参照

判例タイムズ

け

リー

ス契約における担保目的物につき利用権説を採るとい

流

れが続

V

方について利用権説を採用した。 方であるとする。 ス・リー さか技巧的にすぎることは否定できないものの、 説については、この場合の担保権の実行について担保目的物 容れない点に根本的問題を含んでいるとする。また、 て 前提とされリース期間満了後もユーザーへの移転が予定され え方は、 有権が移転しているとみることが不可欠だが、そのような考 す)とが対立していることを前提に、 担保権を設定してい ス会社がユーザーのリース物件上の利用権に質権または 保していると解 方につき、 そして、 ないというファイナンス・リース契約の本質的部分と相 ファイナンス・リース契約における担保目的物の捉え 少なくともリース期間中はユーザーにリース物件 用権を消滅させることであると解する点においてい リース物件の所有権が終始リース業者にあることが ス契約の法的性質に照らしてより問題の少ない考え その後 リー する立場(以下、「所有権説」と記す)と、 ス会社が担保目 平 の 成一 東京地判平成 ると解する立場(以下、 五年東京地判はこのような検討 的でリース物件の所有権 六年六月 まず、 「利用権説」 所有権説につい \bigcirc ファイナン Ĭ (本件第 利用権 のう と記 譲渡 IJ の を z 所 留

頁参照、

判例タイムズー二四六号三三七頁、

金融

商事判例

一三〇八号四八頁参照)

ŧ

平成七年最判と同旨を述べたう

ザー リース業者はリース物件を所有しつつ、 渡しを受けたユー は、 年三月一四日 する担保権を有する旨を判示した。また、 た場合、未払リース料債権はその全額が再生債権となるが、 立と同時にその全額について発生するから、 八五号三一 ファイナンス・リース契約ではリー が有する利用権について、 (本件控訴審判決。民集六二巻一○号二六○○ 五. 頁 ザーにつき民事再生手続の 金 融•商事判例一 リース料債権を被担保債権と 三〇八号五 同物件に対してユ ス料債務は契約の成 東京高判平成一九 リ | 開 始決定が ス物件の引 五頁参照?

権を担保権(別除権)付きの再生債権とし、ファイナンス・おいてリース業者がユーザーに対して有する未払リース料債た。このように、従来の下級審裁判例では、民事再生手続に料支払債務の担保にしているということができる旨を判示しえで、リース業者は実質的にはリース物件の利用権をリース

るリース物件は、リース料が支払われない場合には、リー本判決はこの点に関して、「ファイナンス・リース契約にお

北研 45 (2·217) 415

ス業者においてリー

-ス契約を解除してリース物件の

返還

を 求

資 を受けるという担保としての意義を有する」と判示しており、 ス業者はリース料債権を被担保債権とする担保権 その交換価値によって未払リース料や規定損害金の弁済 (別除

を有するものとして処遇されるとしている点では、

従来

ンス・ を明示したものと評価できる。 お て、 の下級審裁判例の延長線上に位置づけることができる。 て未払リー 本判決は、 リース契約における担保目的物につき所有権説、 ス料債権の扱いにつき担保権構成を採ること 最高裁として初めて、 しかし、 再建型倒産処理手 本判決は、 ファイナ 利用 続に そし

ス契約がどのような処遇を受けるかという点に関して学説 説のいずれを採用するかに関しては、特に明示していない 会社更生手続、民事再生手続においてファイナンス・リ

負担がリー

ス業者からユーザーに転換されている点に鑑みる

会社更生手続について特に平成七年最判の第一

審判決が

出た頃から、担保権構成を採るものが多数説となり、 利用権説両方の立場が拮抗. のが多数説となっ 担保権構成 民事再

民事再生手続の実務におけるファイナンス・リー

ス

筆者は、

本判決がファイナンス・リ

í

ス契約につき担保

る状況にあ

る

ず、 リー 契約 大阪地裁倒産部ではリース料債権を別除権付き再生債権とし を聴きながら検討してもらっているとのことである。一 再生債権者および申立代理人において、 ス料債権 の処遇については、 0 取扱いにつき一般的な解釈 たとえば、 東京地 裁破産再生部 には提 監督委員の意見 示しておら 方

点 て扱っているとのことである。(4) 者ではなくユーザ ても理由の如何を問わずリース料債務の負担を免れえな ス物件を使用しない期間、 筆者は、ファイナンス・リース契約にお リ 1 ス物件の点検・ ーに課される点、 整備、 あるいは使用できない期間 修繕·修復 瑕疵担保責任および危険 V 0 て 負担 ユ 1 が ザ ij ĺ にがあ ĺ は

リー

- ス業

成を採るべきであると考える。 付き再生債権として扱われるべきであると考える。 再生手続においても、 ることはできず、 と、ファイナンス・リース契約を通常の賃貸借契約と同視す (ファイナンス・リース契約を双方未履行双務契約とは扱 会社更生手続では更生担保権、民事再生手続では別除権 むしろその金融的側面を重視して担保権構 未払リース料債権は共益債権ではなく そして、 会社更生手続 たが

北研 45 (2·218) 416

このように、

昭和

五. 七

年三

一月最判は、

会社更生手

-続での

所

有権留保売買契約における倒産解除特約を無効としたのであ

改めて考察することとして、 ス契約における担保の目的物をどう捉えるかに関しては後に 権構成を採った点には賛成する。 する議論に移ることにしたい。 ひとまず倒産解除特約の効力に ただし、ファイナンス・リ 1

るが、

この

ス・リー

倒産解除特約の効力

集三六巻三号四八四頁) (15) を害するものであるから、 とする会社更生手続の趣旨、 を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろう このような特約は 買契約を無催告で解除できる旨の特約に基づいて契約を解除 社更生の申立の原因となるべき事実が発生したとき」には売 社更生手続開始申立てをしたところ、 し、売買の目的物の引渡請求の訴えを提起した事案にお 非典型担保における倒産解除特約の効力に関するリー 「債権者、 三小 は、 その効力を肯認しえない」 株主その他の利害関係人の利害 所有権留保売買契約の買主が会 目的〔会社更生法一 判昭和五七年三月三〇日 売主が、 買主につき「会 条(旧 旨を判 いって、 条)] デ 戻 1

> 異なる趣旨、 失をもたらすことを考慮して制定されたものである。 八四〇号三〇頁)が、「会社更生法は企業を解体清算させるこ(這) るということはできない」と判示し、ファイナンス・ とが利害関係人の利害のみならず広く社会的、 和議手続においては、 約にも及ぶのか否かが問題となる。 射程が民事再生手続でのファイナン 目的をもつ和議法に照らし本件特約が無効であ 名古屋地判平成二年二月二八日 なお、 旧和議法に基づく 国民経済的損 リー Ż

的に服するものとされ、 別除権として再生手続によらずに行使できるとされているこ 最判を引用しつつ、 この点に関して、 民事再生手続では担保権は手続に取り込まれておらず、 会社更生手続では担保権者も手続に全面 平成一三年大阪地決は、 担保権実行が禁止されているのに対 昭 和 五 年 月

契約中の倒産解除特約を有効であるとした。

また、 破産、 催告で契約を解除できる旨の倒産解除特約を有効と解した。 ス料総額の即時弁済とリー 況が著しく悪化したときは貸主は借主に: とを理由に、ユーザーが仮差押等を受けたとき、または和議 平成一五年東京地判も、 会社更生などの申立てがあったときはリー ス物件の返還を請求できる旨 同様の理由で、 対し無催 借主の信用状 告で残 ス業者は無 0

産解除特約を有効と解した〔ただし、

担保権消滅請求

(法

資

さらに、本件第一審判決も、同様の理由から、本件特約を別関係では、特約の効力が制限されることはありうるとした〕。四八条一項)や担保権実行の中止命令(法三一条一項)との

を左右するものでもないとした。 行の中止命令や担保権消滅請求が存在することが前記の結論再生手続に担保権実行を制限するための制度である担保権実除権行使の方法を定めたものとして有効と解し、また、民事

的を害するもので、無効と解するのが相当である旨を、昭和ことが困難になるとして、本件特約は民事再生法の趣旨、目る「債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切にる「債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切にある」、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図る」これに対し、本件控訴審判決は、本件特約が結果としてリーこれに対し、本件控訴審判決は、本件特約が結果としてリー

はり民事再生法の趣旨、目的を害するものといわなければな本件特約による解除が実質担保権の行使であるとしても、や

らない旨を判示した。

本判決は、

法一条を引用して、

担保の目的物も民事再生手

再生手続の趣旨、目的に反することは明らかというべき旨をとしたうえで、本件特約による契約の解除を認めることは、としたうえで、本件特約による契約の解除を認めることは、としたうえで、本件特約による契約の解除を認めることは、としたうえで、本件特約による契約の解除を認めることは、としたうえで、本件特約による契約の解除を認めることは、としたうえで、本件特約による契約の解除を認めることは、としたうえで、本件特約による契約の解除を認めることは、としたうえで、本件特約による契約の解除を認めることは明らかというべき旨を機会を失わせることを認めることは明らかというべき旨を機会を失わせることを認めることは明らかというべき旨を機会を失わせることを認めることに明らかというべき旨を機会を失わせることを認めることは明らかというべき旨を

らず、 決は、 解除特約の効力に関する従来の下級審裁判例、 の判旨をまとめると、 一三年大阪地決、 民事再生手続におけるファイナンス・リー 民事 別除権として手続外で行使できることを根拠として挙 再生手続において担保権は手続に 平成一五年東京地判、 まず、倒産解除特約を有効とした平成 および本件第 ス契約中の倒産 取り込まれ および 本 てお

求の制

度を設け、

事業に必要な物件等については、

担保権

る

同時に民事再生法は、

中止命令の制度や担保権消滅請

五七年三月最判を引用して判示した。

また、本件控訴審判決

判示した。

担保権は別除権として民事再生手続によらずに行使でき

行使についてもこれを制約することを認めているのであり、

げる。

係を調整し、当該債務者の事業等の再生を図ることが困難に によらずにリース物件を取り戻すことを可能にすることに 件控訴審判決は、 これに対し、 民事再生の目的である、債務者・債権者間の権利関 倒産解除特約を無効とした裁判例のうち、 ①本件特約が、 リース業者が民事再生手続 本

リー

で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応 債務者の責任財産から逸出させること、 と債務者との間の事前の合意により、 保としての意義を有するにとどまるリース物件を、 とを根拠として挙げる。 担保権の行使についてもこれを制約することを認めているこ 保権消滅請求の制度を設け、事業に必要な物件等については、 ②民事再生法が担保権につき中止命令の制度や担 一方、 本判決は、 民事再生手続開始前に ②民事再生手続 ①本件特約が、 一債権者 の中 担

本件控訴審判決の根拠②と比較すると抽象的な判示となって ①とほぼ同義であると考えられる。 較すると、 るが 本判決と本件控訴審判決が本件特約を無効とする根拠 本件特約を有効と解すると、 まず、本判決の根拠①は、 次に、本判決の根拠②は、 本件控訴審判決の根拠 再生債務者がその事業 たと比

よって、 続開始申

再生どころか破産が加速され、

をする機会を失わせることを根拠として挙げる

めの時間的猶予を作り出すことや、 業者との合意による解決を図る(別 (別)(別) うことを指しているものと解される。 に必要なリー ス物件上の担保権を消滅させることが⁽¹⁹⁾ 命令によって、 ス物件の利用を確保するために、 リース料の弁済方法などについ (別除権協定を締結する) 担保権消 不可能 滅請求によって 担保権実行 になるとい てリー た ス

中止

ないものというべきであること、 る。 びそれに続くリース物件の引揚げを認めても、 らして、 法一条とほぼ同様であるから、 の公平性を害することにはならないことを根拠として挙げ 認められているから、 再生手続では担保権は別除権として、 解除特約の効力に関する学説のうち、 民事再生手続におけるファイナンス・リー これに対して、 民事再生手続においても倒産解除特約は効力を有し 無効説は、 倒産解除特約に基づく契約解除、 昭和五七年三月最判の趣旨 法一条の立法目的 企業の動 手続外での権利行使を まず、 産設備 有効説は、 - ス契約-他の債権者と 『が会社 の およ

北研 45 (2・221) 419

件であるケースは非常に多く、

あることが少なくないので、

倒産解除特約に基づく、

事業の継続に不可欠なもので

がり

ĺ

立てによるリー

・ス業者の権利

行使を認めることに 回避できる破産を避

n

なくなるおそれがあること、 (22)

倒産解除特約

0

効力

が

無

資

権の弁済の機会がおよそ与えられないまま担保権が実行され ナンス・リース契約の解除を認めると、 な機会が定型的に奪われること、倒産解除特約による必要があるが、倒産解除特約の効力を認めれば、 を制約する必要があるか否かについて判断をする機会を与え 担 担保権消 権化されてしまい、民事再生手続が担保権実行の中止命令や 保権実行の中止命令や担保権消滅請求により担保権の実行 [旨が没却されてしまうこと、裁判所に事業の再生のために、 (33) 配に認 滅請求による担保権に対する制約措置を認めた制度 められると、 リース契約にかかる担保権は常に取 倒産解除特約によるファイ 債務者にリース料債 このよう 戻

者は意見聴取 るため、 担 特約を有効と解した場合、ファイナンス・リース契約につき 産解除特約を無効と解した実質的・具体的内容は、 てしまうことになることを根拠として挙げる。 保権実行の中止命令の制度を類推適用できるとしても、 ところで、Xの上告受理申立て理由は、 条二項が裁判所の債権者からの意見聴取義務を定めてい K 7 裁判所が中止命令を発令しようとしても、 いての民事再生手続開始申立てを知ることになり、 \mathcal{O} ため の審尋 7期日 の呼出しがあった段階でユ 本件原 審判決が リー 倒産解除 -ス業 法 倒

のを権利濫用として無効とするのかを一

義的に決めることが

能しなくなるという点が中核である旨を述べる。そのうえで、い、その結果、担保権実行の中止命令や担保権消滅請求が機 能するとして、 倒産解除特約を無効としなくとも担保権実行の中止命令は機 Z の段階での解除権行使により担 ①リース業者を中止命令の相手方として裁判 保権実行が終了し てし

推適用すれば足りる旨を述べる。 揚手続を取戻権の行使と考えても、 (1)呼出し後 令を発令するかどうかを判断する)、③リー に発令し、その後再度の呼出しを行い、 リース業者不出頭でも短期間の中止命令を解除の意思表示前 出すようにし、 権実行の中止命令を申し立てさせ、当日にリース業者を呼び 止命令を事案に適合するよう柔軟に適用することもできる 訟や仮処分の中でユーザーに主張させる)、②担保権実行の中 を無効とすれば足りる てリース契約を解除した場合には、 所から呼出しがあった場合で、リース業者がそれを奇貨とし (たとえば、ユーザーに民事再生手続開始申立てと同時に担保 0 リー リース業者が呼出しに対応できないとき ス業者の解除のうち、 (無効については後の物件引渡請 しかし、①についてはまず、 引揚手続に中止命令を類 権利濫用として当該解除 どのような態様 通常の期間の中止 ス契約解除後 のも の引 求訴 は

負わせることへの疑問!

が

ほぼそのまま当てはまる。

疑問 約に基づくリー を行うとしても、 つ ことは妥当ではない 悪化しているユーザーにさらなる訴え提起の負担を負わせる そも民事再生手続を申し立てるほどに財産状態・ 法行為を主張して訴えを提起することも想定されるが、 よる事実上の引揚行為がなされる場合はどうなるの 件引渡請求訴訟や仮処分が想定されているが、リース業者に る。 ことと実質的 権実行の中止命令との関係では、 場合に と考えられる。 保権実行の中止命令の申立て当日にリース業者への呼出し ース業者の事実上の引揚行為への対応の如何、 ては、 2が考えられる。この場合に、 また、 ユー たとえユ (2)解除の無効をユーザーが主張する場として、 ザ には同じことになるのではないかと考えら 1 ス業者の契約解除は止められない また、 呼出しが介在してしまう以上、 にリー ーザー のではないかと考えられる。 ③については、 ス業者へ の民事再生手続開始申立ておよび ユーザーがリース業者の 倒産解除特約を無効とする の不法行為訴訟提起の負担 ①22で述べたところ 倒産解除特 次に、 の 経営状態が および、 のでは かとい ない ② に そも 物 不 う ħ

全て権利濫用として無効とするのであれば、

少なくとも じ後

担 除

保 を

木

難であると考えられるし、

また、

およそ呼出

の解

リー つい 申し立てる機会、 き、 り、 事再生手続についても及ぶと解すべきであること、 いことを理由として、 を確保することが望ましいという観点からは妥当とはいえな 再生債務者の事業の再生のために必要不可欠なリー る機会が定型的に奪われることになるが、そのような結論は 倒産解除特約に基づくファイナンス・リー る根拠を参照しつつ、特に、 条とほぼ同様であるから、 ここまで述べてきたことに加えて、 再生債 てリー 事業の継続、 ス契約中の そして、 (務者が! ス業者との間で別除権協定締結のため この点において、 倒産解 および、 再生のために必要不可欠なリー 担保権実行の中止命令や担保権 民事再生手続におけるファイナンス・ 除特約の効力は その是非について裁判所が判 昭和五七年三月最判の射程は民 法一条の立法目的が会社更生法 倒産解除特約を民事再生手 筆 者 無効であると解 -ス契約 ほ Ō 消滅請 ※効説が ス物件に 0 交渉期間 ス物件に 解除によ および、 断 求を

する。 続との関係で無効と解する旨を判示した本判 ス物件を継 ス契約中 L かし、 の倒産解除特約を民事再生手続との関係で無効と解 続使用 再生債務者がその事業の継続、 することを望む場合に、 ファイナンス・リー 再生のために 決の判示に

と思われる。そこで、以下では、本判決の事案から離れた一 京補足意見、および、ファイナンス・リース契約におけるリー 原補足意見、および、ファイナンス・リース契約におけるリー することだけによって、果たして再生債務者の利益保護が図することだけによって、果たして再生債務者の利益保護が図

四 残された問題

般的考察となるが、これらの点の検討を試みることにしたい。

1 弁済禁止の保全処分とリース業者の担保権行使

と、妥当であると考える。

社更生法二八条 を述べる。この点は、 履行を理由としてリース契約を解除することが禁止される旨 じられた民事再生手続開始の申立て以後のリース料債務 リース料債務についても弁済が禁じられ、 決定を得た場合、再生債務者はその保全処分の効果として、 開始の申立てと共に弁済禁止の保全処分の申立てをし、その 最判が、 原補足意見は、 リース業者も、 更生手続開始の申立てのあった株式会社に対し会 (旧三九条) ユーザーたる再生債務者が民事再生手続 弁済禁止の保全処分によって支払を禁 田原補足意見が引用する昭和五七年三 の規定によりいわゆる旧債務弁 その反射的効果と の不

> 禁止の保全処分についてもあてはめたものと解される。 済禁止の保全処分が命じられたときは、 履行期間を徒過したことにはならないと解される点に鑑みる(⑵ 保全処分が効力を生じた後は、 意弁済をしないという不作為義務を課する効力があり、 もこの点に関しては、 ない旨を判示しているところを、 債権者は会社の履行遅滞を理由に契約を解除することはでき に会社の負担する契約上の債務につき弁済期が到来しても、 の債務を弁済してはならないとの拘束を受けるから、 弁済禁止の保全処分が債務者に対し任 債務者が弁済をしなくとも、 民事再生手続における弁済 これにより会社はそ その後 この

問題は、弁済禁止の保全処分の発令前の債務不履行によってすでに発生していた解除権を保全処分発令後に行使できる立場にあった債権者の地位は手続が開始されても影響を受けないという理由により、解除権行使を肯定する見解が支受けないという理由により、解除権行使を肯定する見解が支でする。

「窓」

「窓」
である。

である。

である。

ですでに発生していた解除権を保全処分発令後に行使できるが否かという点である。この点については、いつでも解除でか否かという点である。

権

方

弁済禁止の保全処分は開始決定と同時に失効するので

す

ると、

再生債務者たるユーザー

は

1

ザ

ĺ

に 到達し

た段階で完了してしまうことに

なる。

2 I ス業者の担保権行使の意義と期限の利益 喪失特約

ス契約では、 本判決の事案では特に問題とならなかったが、多くのリ ユーザー ユーザーにつき倒産手続の開始申立てがあっ は当然に期 限の利益を失い、 残リース料 債 1

権全額を直ちにリース業者に支払う旨の特約(以下、

期

낉

の

述べる。

般に否定されてはい 債務不履行を理由としてリース契約を解除することができる 再生債務者がリース料債務を滞納した場合に、 利益喪失特約」と記す)が定められている。 は当然である旨、 および、 ない旨を述べる。 期限の利益喪失特約の効力は そうすると、 田原補足意見は リース業者が リー · ス 業

者は、 告でリー よって、 ユーザー ユーザーにつき民事再生手続の開始申立てがあった ス契約を解除できることになる。 、限の利益喪失特約と不払解除特約を用いることに を債務不履行状態にし、 これを理 そして田原補 由 [に無催 足意

ス業者は民事再生手続開始申立て以後のリース料債務の 見は、再生債務者が弁済禁止の保全処分を得た場合には 民事再生手続が開始された場合、開始決定の効果として、 由とするリース契約の解除を禁止されるとしたうえ 0 弁済 は原則として禁止される (法八五条 項 IJ 不 が 瘦 ユ 説に従うと、

法五二条

一項)が問題になるだけである。

すなわち、

後はリー

ス業者の

取

リース業者の担保権実行は

解

除の意思

表 利

示

中止命令を得て、 務者は、 再生債務者 ŋ 1 ス契約解除などができることになる旨、 リース業者は別除権者としてその実行手続とし 民事再生手続の遂行上必要が はリース料債務につい リース業者の担保権実行に対抗できる旨を て債務不履行に陥ることと あれ ば および、 担保権実行 て

IJ な

かし、 間 .の利害調整の方法は実際問題として十分に機能 田 原補足意見が 示すリー ス業者 ユ 1 ザ ĺ (再生

うと、 債務者) 全な所有権を回復することになり、 の利用権は混同により消滅し、 ス業者に移転させることによって行われ、これにより、 約の解除によって担 審判決• 業者の担保目的物の るのであろうか。 リー 控訴審判決を含む従来の下級審裁判例の考え方に従 ス業者の担保権実行は、 ファイナンス・リース契約におけるリー |保目的物たる利用権をユー 捉え方につき利用 リース業者はリース物件の完 ファイナンス・リー 権 説を採る、 ザ ĺ 本件第 か 5 前記 ij 1 -ス契 ス

再生手続開始申立てか 用権 北研 45 (2・225) 423

よる担保権実行に備えて、 「万全の措置を講じなければならないことになる。 (33) ァイナンス・リース契約に法三一 開始決定までの 短 ζJ)期間 担保権実行の中止命令を得るため 内32 に 開始決定後 条の類推適用により いのリー しかし、 ス業者 担 保

権実行の中止命令が認められるとしても、

発令に際しては裁

資

事再生手続開始申立てがなされたことを知ることになり、 判所が債権者たるリース業者の意見を聴かなければならな 段階でリース業者がリー ための審尋期日の呼出しがあった段階でユーザーにつき民 リー 条二項の類推適用) ・ス業者のリー ス物件に対する権利が取戻権化して)ので、 ス契約解除の意思表示をしてし リース業者はこの意見聴取 ま

化するための手立てを考える必要があると考えられるが、こ間での利害調整の実現のために担保権実行の中止命令を実効 いことになってしまう。 しまうことにより、 戻すまでをリースに係る担保権の実行手続と評価すべきと 方策として、①リー もはや中止すべき担保権実行が存在しな ス業者が したがって、 ユー ザー リース業者・ からリー -ス物件 ユーザ -を取 Ĺ

7 0)

担保

権実行 条

項を類推適用し、 の終了と解する見解、(36)

清算金の見積額ない

し清算金

判昭 IJ

和五七年一〇月一

九日

(民集三六巻一〇号二一三〇頁)

3

仮登記担保契約に関 清算義務の履行をも

す 5

②他の非典型担保と同様に、

が にするために中止期間を一~二 類推適用せず、 おける非典型担保の特殊性と実情に鑑みて、 n ない ば権利移転の効力が生じないとする見解、 旨 の 通 知が その代わりリース業者を不当に害し ユ ーザー · に 届 週間程度の短期に設定すると いてから二ヶ **4** 1) 月が 法三一条二項は , 経過, ース契約に ないよう しなけ

の見解が提唱されている。 筆者は、 ファイナンス・リース契約における担保権実 行

きない また、 ころ ては、 中止命令の実効性確保のために何らかの手立てが必要である 協定の締結のために交渉する時間が必ずしも十分には確 する負担をユーザーに負わせることへの疑問を指摘できる。 その場合に、 行為に対しては対応できないのではない ている方策について検討してみると、 という点については賛成であるが、そのために従来提案され 1 ・ス契約 (①2) と重複するが、 4 三でXの上告受理申立て理由を検討した際 のではないかとの疑問が残る。そして、ファイナンス の見解については、 K リース業者の不法行為を理由とする訴えを提起 おけるリース業者の清算義務を認めた最(三小 リース業者による事実上の引揚 ユーザー まず、 -がリー かとの疑問、 1 ス業者と別 0) 小に述べ 見解に および、 たと つい

IJ

1

ことが 業者の解除の意思表示により担保権の実行が完了すると が は なるのではない 時間的余裕を必ずしも確保できるとは限らないということに 0) に するとファイナンス・リース契約における担保権実行は非常 によって担保権の実行は完了してしまうことになるが、 ある場合は少ないと思 算義務を措定する②・③の見解のいずれかが考えられる。 判が ス・ I早い段階で終了してしまうと考えられる点に鑑みると、 ⁽³⁾ !物をどう考えるかという点につい また、 推適用するとの考え方を採りたいと考える。 担 見解では、 |保権実行の中止命令を得るための時間的余裕を確保する え実定法上の条文に根拠を求めうる点、 リース契約での担保権実行に仮登記担保法二 通常、 可能であるという点から、 付きや そもそもファイナンス・リース契約にお ス業者による清算の対象を返還時からリ ファイナンス ユーザー すい かと思 とい わ が担保権実行の中止命令を得るため わ · える(41) れる。 n ・リース契約の場合には清算金が 清算金がなければその旨 そのため筆者は、 および、 ③の見解 ても、 利用権 昭 に従い、 および 和五 七年 類推 け 説はリース 条一 ファ る担 ュ ユーザ -ス期間 適 0 の考 項を イナ 用と そう 〇月 保目 通知 2 ĺ Ó L

> 物件の てい 満了 物件の使用 0 するものではなく、 方リース業者の持つ所有権は、 の際の具体的な理論構成については、 用権説ではなく、 の差額と解すべき旨を判示している点から考えて、 担 |保目的を持つと解することにしたいと考える。 た価値と本来のリース期間満了時に有すべき残存価値と 門まで 実質的所有権がユー 価値の本質的部分を費消する物的 の 利用 所有権説を採りたいと考える。 価 値では ただリース料債権の弁済を確保するため なく、 ザーに帰属し、 所有権本来の支配権を内容と リー リー -ス物件 ·ス期間· ユ ーーザ 権利: が返還時に有 そして、 を有し、] 中はリー -はリー 筆者は 他 そ Ż Ż 利

存在に

鑑みると、

採りうる方策としては、

リー

- ス業者

 \mathcal{O}

清

お わりに

以 五 Ę

民事再生手

続におけるファイナンス・

IJ

1

ス 契

処遇、 何に関して十分に検討することはできなかった。 とを前提 しては、 問題と考えられる点のうち、 本的には判旨に賛成する旨を論じてきた。 解除特約を無効と解した点を中心に本判決の および、 に検討を行っ 本稿では田原補足意見に従い、 民事再生手続との関係でリー たが、 期限の利益喪失特約 より突っ込んで、 特約が有効であるこ L 評釈を試み、 ス契約中の倒産 か そ Ų 0 0 効力 残さ 蕳 題43 に関 n 0)

民法

(債権法)

資

は の明文規定により担保として扱う方向性を示したものと評価 定されている。この点は、ファイナンス・リースを実体法上 債務不履行解除の場合におけるリース提供者の清算義務が規 むこととされており、提案【三・二・七・一一】〈二〉では、 日にとりまとめ、公表された「債権法改正の基本方針」で ファイナンス・リースを典型契約として民法典に取り込

改正検討委員会が二〇〇九年三月三 本稿は、北海道大学大学院法学研究科民事法研究会 ご指導を賜りましたことにつき、高見進教授、町村泰貴教 修正を加えたものである。 ○九年七月一○日開催)における報告を基礎とし、 せんでしたが、一言申し添えさせていただきます。 研究会の席上で有益なご意見

るものであります。

とながら、本稿の記述等の誤りは、 参加者の皆様に心より御礼申し上げます。

すべて筆者の責に帰す

なお、

当然のこ

授、藤原正則教授、曽野裕夫教授、得津晶准教授をはじめ

1 〇〇九年) 本判決の評釈として、水野信次・銀行法務21六九八号 六○頁、進士肇・金融・商事判例一三一四号

○○九年)二頁、加藤賢=坂井瑛美・民事研修六二四号(二

平成20•12•16にみる諸論点 ——」NBL九〇七号(二〇〇九 12 九年) 六頁、 特約は無効とする新判例」金融法務事情一八六二号(二〇〇 中島肇「民事再生手続におけるリース契約の処遇 ス契約における民事再生手続開始の申立てを解除事由とする ○○九年)八頁。本判決に関する論稿として、小笠原浄二「リー ○○九年)一四頁、永石一郎•金融•商事判例一三一九号(二 への反論 ——」NBL九〇七号(二〇〇九年)五八頁 松田安正「リース契約の原典 --- 最三判平成20·

できると考えられる。

本稿の執筆に当たっては、第七九回日本民事訴訟法学会大 点に鑑み、本稿では脚注での個別の引用という形は採りま び質疑応答が本稿の執筆段階では未だ活字化されてい 告に関する質疑応答から多くの示唆を得た。両報告、 『倒産法的再構成』に関する考察とともに ――」、および両報 教授の報告 ける水元宏典准教授の報告「契約の効力と倒産法の強行法 会シンポジウム「倒産法と契約」(二〇〇九年五月一七日開 於・学習院大学、民事訴訟雑誌五六号掲載予定) - 倒産解除特約の効力を中心として ---」、山本和彦 「倒産法の強行法規性の意義と限界 契約 およ \tilde{O}

加筆・

3

八木・前掲注

2

四一三頁。

- 2 契約と会社更生手続 ――最二判平7・4・14と残された課題 号(一九九五年)一一頁、山本和彦 ナンス・リース契約と会社更生手続」金融法務事情一四二五 莊一郎•商法(総則商行為)判例百選 則商行為)判例百選〔第四版〕(二〇〇二年)一五八頁、 事情一五八一号 (二〇〇〇年) 二二〇頁、 イムズ九六八号(一九九八年)一一〇頁、 要民事判例解説)(一九九六年)二七八頁、大西武士•判例夕 五二頁 英・法学研究(慶應義塾大学)六九巻六号(一九九六年)一 説(ジュリスト一〇九一号)(一九九六年)一二一頁、 号(一九九六年)二三三頁、 〇一頁。 所判例解説民事篇平成七年度(上)(法曹会、一九九八年) 六二頁。 ンス・リース・ユー 一三六頁、高橋めぐみ・神奈川大学法学研究所研究年報一五 一債権の法的性質」金融法務事情 五八頁。この判決に関する論稿として、 四八頁、生田治郎・判例タイムズ九一三号(平成七年度主 |年)一一八頁、同・倒産判例百選〔第四版〕(二〇〇六年) この判決の最高裁調査官解説として、八木良一・最高裁 NBL五七四号(一九九五年)六頁、 櫻井孝一・私法判例リマークス一三号(一九九六年) 評釈として、山本和彦・法学教室一八一号(一九九 ザーの会社更生手続における未払リース 中西正·平成七年度重要判例解 四二八号(一九九五年) 「ファイナンス・リース (第五版) 田邊光政•商法(総 田原睦夫「ファイ 伊藤眞「ファイナ 旗田庸·金融法務 (二〇〇八年) 西澤宗 小塚
 - (4) 八木·前掲注(2)四一七頁注(16)。
 - $\widehat{5}$ 四頁 契約の処遇 「大阪地決平13・7・19から見た民事再生手続におけるリース 「ファイナンス・リース契約と担保権消滅許可 法務事情一六八〇号 (二〇〇三年) 八頁、 再生手続上の取扱い」金融法務事情一六四一号 (二〇〇二年 〇二年)九頁、田原睦夫「ファイナンス・リース契約の民事 13・7・19と今後の課題 ――」金融法務事情一六三八号(二〇 判例タイムズ一〇九六号(平成一三年度主要民事判例解説) ス会社の対応について ――」金融法務事情一六八〇号 (二〇〇 ○○六年)一一四頁。この決定に関する論稿として、市川充 ○○四年)一三六頁、三上威彦•倒産判例百選 (二〇〇二年)二一八頁、 ○○二年)二六頁(判例時報一七八八号一八八頁)、野村直之• この決定の評釈として、 山本和彦「倒産手続におけるリース契約の処遇」金融 担保権消滅請求の可否、 藤澤治奈・ジュリスト一二六五号(1 徳田和幸・判例評論五二三号 解除の有効性、 今川忠=山岸正和 〔第四版〕(二 大阪地決平 リー
- 五版](二○○八年)一六○頁。この判決に関する論稿として、金子由美=中山靖彦=富岡孝幸・商事法務一六九八号(二○○五年)六七頁、藤澤治奈・ジュリスト一二九○号(二○○五年)六七頁、藤澤治奈・ジュリスト一二九○号(二○○五年)六七頁、藤澤治奈・ジュリスト一二九○号(二○○五年)六七頁、藤澤治奈・ジュリスト一二九○号(二○四年)五三頁、高田賢治・私法判例リマークス三○号(二○四年)六○頁、総則商行為「本語」の判決の評釈として、島田邦雄=谷健太郎=浅井弘章=(6)この判決の評釈として、島田邦雄=谷健太郎=浅井弘章=

三年)二五頁。

資

- (7) 本件第一審判決の評釈として、島田邦雄=富岡孝幸=中山(7) 本件第一審判決の評釈として、島田邦雄=富岡孝幸=中山百、小塚荘一郎・ジュリスト一三四五号(二〇〇七年)九六百、小塚荘一郎・ジュリスト一三四五号(二〇〇七年)九六百、本件第一審判決の評釈として、島田邦雄=富岡孝幸=中山

11

- (8) 本件控訴審判決の評釈として、中西正・私法判例リマークス三七号(二〇〇八年)一四〇頁、中井康之・金融法務事情ス三七号(二〇〇八年)十三三頁、影浦直人・應義塾大学)八一巻九号(二〇〇八年)十三三頁、影浦直人・門例タイムズ社、二〇〇八年)二四二頁、畑宏樹・明治学院(判例タイムズ社、二〇〇八年)二四二頁、畑宏樹・明治学院(判例タイムズ社、二〇〇八年)二四二頁、畑宏樹・明治学院(判例タイムズ社、二〇〇八年)二四二頁、畑宏樹・明治学院(判例タイムズ社、二〇〇八年)二四二頁、畑宏樹・明治学院(判例タイムズ社、二〇〇八年)二三頁、影浦直人・底裁斗大学院ローレビュー九号(二〇〇八年)三五頁。
- たとえば、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第二版〕』(有斐閣、構成を採らず、双方未履行双務契約として扱う有力説として、(9) 近年の学説で、ファイナンス・リース契約について担保権

- 〇〇九年) 二八六頁。
- 行•倒産手続』(有斐閣、一九九〇年)三五四頁 昭和六三年六月二八日判決の検討 ——」同 リース契約が双方未履行双務契約に当たるとの立場を採る 月章先生古稀祝賀『民事手続法学の革新・下巻』(有斐閣) 九条•会社更生法一〇三条適用の可否を中心として ――」 三ヶ 担保目的を持つとする〔同旨、 者が持つ所有権はただリース料債権の弁済を確保するための はリース物件の実質的所有権がユーザーに帰属し、 るとして、ファイナンス・リースにおいては、リース期間中 六五頁は、リース業者の担保権について所有権留保構成を採 たは「隠れたる所有権留保売主」とする。伊藤・前掲注 九年)は、リース業者を「隠れたる動産売買先取特権者」ま ス契約と破産・会社更生 ――ユーザー倒産における破産法五 竹下守夫「ファイナンス・リースと会社更生 ―― 九一年) 三九六頁〕 (※ただし、 伊藤教授はファイナンス・ 山内八郎「ファイナンス・リー 『担保権と民事執 (初出 リース業 東京地 $\widehat{2}$

14

田宏

「民事再生手続におけるリース料債権の取扱

取引〕 として取り扱うのが最も妥当であるとする(同・前掲注 ス業者の所有権は実質は担保のためにのみ留保されている点 ス契約では投下資本の全てがリース料として還元され、 い」塩崎勤=秦光昭編『現代裁判法大系② るとする)。田原睦夫「リース料債権の更生手続における取扱 保権として扱い、 に着目すれば、 四頁も同旨)。 平成七年最判を前提に考えれば、 (新日本法規、 リース料債権を所有権留保類似の更生担保権 その法律構成としては所有権留保構成 一九九八年)は、ファイナンス・リー リース料債権は更生 〔銀行取引・ リー 2

- 利用権上の担保権を質権または譲渡担保権と解する。権を非典型担保と解するが、他方、同•前掲注(5)九頁は、掲注(2)NBL五七四号一一~一二頁は、利用権上の担保掲注(2)NBL五七四号一一~一二頁は、利用権上の担保指を非典型担保と解するが、他方、同•前掲注(5)九頁は、リース業者がユーザームズ五〇七号(一九八三年)一頁は、リース業者がユーザームズ系有利「ファイナンス・リース契約と倒産法」判例タイ(12) 福永有利「ファイナンス・リース契約と倒産法」判例タイ
- 13) 野口宣大「民事再生手続における共益債権」金融法務事情一五九四号(二〇〇年)五九頁。また、西謙二=中山孝雄編『破産・民事再生の実務〔新版〕《下》民事再生・個人再生編』(きんざい、二〇〇八年)一四七頁〔小河原寧〕、一六六頁 [松井洋] も、東京地裁破産再生部ではファイナンス・リースの取扱いについて一律の基準を設けていないとの指摘を行っている。

――」判例タイムズ一一〇二号(二〇〇二年)四頁。 大阪地裁倒産部における取扱い及び関連する問題点の検討

15

- 四四頁、 例タイムズ五〇五号(昭和五七年度民事主要判例解説) (一九 塾大学)五六巻七号(一九八三年)一二八頁、竹下守夫・判 二号)(一九八三年)一四八頁、西澤宗英•法学研究(慶應義 年)四八頁、野口恵三・NBL二六三号(一九八二年) 八三年)二七八頁、石川明·新倒産判例百選(一九九〇年 栗田隆・関西大学法学論集三三巻一号(一九八三年)二七二 〇〇八年)一一八頁。 八〇頁。 この判決の最高裁調査官解説として、 ·所判例解説民事篇昭和五七年度(法曹会、一九八七年)二 霜島甲一・昭和五七年度重要判例解説(ジュリスト七九 伊藤眞・民商法雑誌八七巻五号(一九八三年)九〇頁 山田二郎・金融法務事情一〇〇九号(一九八二年)一八 佐藤鉄男·商法 三木浩一•倒産判例百選〔第四版〕(二〇〇六年)二 評釈として、堀内仁・手形研究三三一号(一九八二 (総則商行為)判例百選〔第五版〕(二 加茂紀久男·
- 一号(一九九〇年)二頁。「和議開始の申立てとリース契約の解除」金融法務事情一二七九一年)二一八頁。この判決に関する論稿として、吉原省三九一年)二一八頁。この判決の評釈として、田頭章一・法学五五巻一号(一九

16

本三郎『一問一答民事再生法』(商事法務研究会、二〇〇〇年) 研解説として、深山卓也=花村良一=筒井健夫=菅家忠行=坂 45―担保権実行の中止命令の趣旨についての立法担当者による 2

17

資

- ○○七年)一二七~一二八頁[高田裕成]。 隆司=小林秀之編『条解民事再生法〔第二版〕』(弘文堂、二の中止命令が認められるとする見解として、たとえば、園尾大二頁。また、ファイナンス・リース契約につき担保権実行
-) 実務では、再生債務者とリース業者との交渉により、事業──○○七年) | 二七〜 | 二八頁 [高田裕成]
- (18) 実務では、再生債務者とリース業者との交渉により、事業(18) 実務では、再生債務者とリース業者との交渉により、事業とリース契約の解除・継続についての法的考察」金融法務事とリース契約の解除・継続についての法的考察」金融法務事とリース契約の解除・継続についての法的考察」金融法務事とリース契約の解除・継続についての法的考察」金融法務事とリース契約の解除・継続については、松下淳一『民事再生由立て(17) 二四二頁 [山本浩美]。なお、このような、いわゆる別、権協定の一般的な意義については、松下淳一『民事再生法入門』(有妻閣、二〇〇九年)九七頁。
- (9) ファイナンス・リース契約が担保権消滅請求の対象となる(19) ファイナンス・リース契約」法曹時報五七巻六号(二〇〇五年)一七頁、山本和彦=学の軌跡と展望』(成文堂、二〇〇一年)四一六頁、徳田和幸学の軌跡と展望』(成文堂、二〇〇一年)四一六頁、徳田和幸学の軌跡と展望』(成文堂、二〇〇一年)四一六頁、徳田和幸学の軌跡と展望』(成文堂、二〇〇一年)四一六頁、神本の方法の対象となる(19) ファイナンス・リース契約が担保権消滅請求の対象となる
- 掲注(18)二八頁、今川=山岸・前掲注(5)二九頁。所有遇」銀行法務21五七八号(二〇〇〇年)二三頁、巻之内・前版〕』(有斐閣、二〇〇六年)二七三~二七四頁[田頭章一]。

- 「[原強]。 留保売買契約につき、園尾=小林編・前掲注(エア)二二七
- り方を探る ──』)(商事法務、二○○二年)七四~七五頁。 45年中心に ──』別冊NBL六九号(『倒産実体法 ── 改正のあ 2・(21) 田原睦夫「倒産手続と非典型担保権の処遇 ── 譲渡担保権 25
- 産処理法制の理論と実務』(別冊金融・商事判例)(経済法令(22) 手塚宣夫「リース契約」櫻井孝一=加藤哲夫=西口元編『倒

研究会、二〇〇六年)三一四頁。

- 一二八頁。
 一二八頁。
- 山本・前掲注(5)一三頁。

24

- 債権管理一一一号(二〇〇六年)九頁。(25) 山本和彦「倒産手続における担保権の取扱い」事業再生と
- 申立て理由の引用は民集の頁数のみ記す)。(26) 民集六二巻一○号二五七四~二五七五頁(以下、上告受理
- 民集六二巻一〇号二五七五~二五七八頁。

27

関係人に配分しようとする制度の目的を実現し、また破産債理手続において、資産価値を最大限のものとしてそれを利害の意義と限界――(上)(下)」金融法務事情一六五七号(二〇の意義と限界――(上)(下)」金融法務事情一六五七号(二〇の意義と限界――(上)(平)」金融法務事情一六五七号(二〇の意義と限界――(上)(平)」金融法務事情一六五七号(三〇の意義と関産法的再構成(名))

29

者の財産上の担保権実行を中止命令や担保権消滅請求によっ 再生を図ること、および、そのために必要不可欠な再生債務 除特約を無効とした点については、 うとするものと理解される旨を論じる(金法一六五八号八三 生担保権という形で制限しようとする会社更生手続の基本目 昭和五七年三月最判は、特定財産上の担保権の実行権能を更 倒産法的再構成の一例とし(金法一六五八号八二~八三頁)、 呼ぶ)が倒産処理手続においてその効力を否定されることを なすなどの条項(この種の条項を伊藤教授は「破産条項」と 契約の解除権を行使できる、 る事由が生じた場合に相手方当事者が期限の利益を喪失させ 上有効であると前提される、一方当事者に資力喪失を象徴す る(金法一六五七号一○頁)。そのうえで伊藤教授は、 という点から、「倒産法的再構成」と呼ぶこととする旨を論じ して扱われること」を、 関係人の権利義務がその本来のものと異なった内容のもの 権者その他の利害関係人間の公平を回復するために」、 と理解したいと考える。 |避を防ぐという意味での倒産法的再構成がなされているも 制限することといった民事再生手続の趣旨・目的の潜脱 執行•倒産手続』 竹下守夫「所有権留保と破産・会社更生」同 筆者も、本判決がファイナンス・リース契約中の倒産解 「破産条項」によって潜脱ないし回避されることを防ご (有斐閣、 破産法学における統一的な理論構成 契約が当然解除されたものとみ 一九九〇年)三三一頁 再生債務者の事業などの 『担保権と民 初出 実体法

九七三年)。

- (30) 竹下・前掲注 (29) 三一〇頁、三木・前掲注 (15) 二七頁:
- 山本・前掲注(5)九頁。

31

- 程度とされているといわれるとのことである。 西=中山編・前掲注(3)六頁 [西謙二=小河原寧] によれば、東京地裁破産再生部が定めた標準スケジュールでは、れば、東京地裁破産再生部が定めた標準スケジュールでは、正○○六年)一四九頁 [中村隆次] によれば、多くの裁理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法〔上〕』(きんざい、二○○六年)一四九頁 [中村隆次] によれば、多くの裁判所でおおむね再生手続開始申立てから開始決定まで一週間である。
- 進士・前掲注(1)一〇頁。

33

- (4) 中井・前掲注(8)五四頁、加藤=坂井・前掲注(1)二(4)
- (35) 藤澤・前掲注(6) 一三八頁、伊藤=田原監修・全国倒産
 (36) 藤澤・前掲注(6) 一三八頁、中西・前掲注(8) 一三八頁 (20) 一三八頁 (20) 一三八頁 (20) [三森仁]。 (20) 藤澤・前掲注(6) 一三八頁 (20) 一三八頁 (20) [三森仁]。 (20) 藤澤・前掲注(6) 一三八頁 (20) [三森仁]。
- も参照。 理論と実務』(判例タイムズ社、二〇〇八年)二二六頁注(9) リース契約」山本克己=山本和彦=瀬戸英雄編『新破産法の

(青林書院、

二〇〇八年)二三五~二三六頁、

37 新版一問一答民事再生の実務』(経済法令研究会、二〇〇六)三〇四~三〇五頁[木内道祥]。 安木健= 四宮章夫=林圭介=小松陽一 郎=中井 康之編著

- 38 進士・前掲注(1)一〇頁。
- 崎克郎•商法(総則商行為)判例百選〔第四版〕 人·法学協会雑誌一○一巻五号(一九八四年)一○八頁、神 朗・法学セミナー三五一号(一九八四年)五一頁、道垣内弘 雅信・判例タイムズ五〇七号(一九八三年)九八頁、池田真 省二・金融法務事情一〇二九号(一九八三年)一六頁、 七九二号)(一九八三年)七三頁、庄菊博•判例評論二九二号 三年) 五一頁、 判例解説民事篇昭和五七年度(法曹会、一九八七年)七九 (一九八三年) 三九頁(判例時報一〇七三号二〇一頁)、篠田 五六頁、田邊宏康•商法 この判決の最高裁調査官解説として、太田豊・最高裁判所 評釈として、庄政志・金融・商事判例六六六号(一九八 同・昭和五七年度重要判例解説(ジュリスト (総則商行為) 判例百選〔第五版 (二〇〇二年)
- (二〇〇八年) 一五六頁。
- 42 伊藤·前掲注 2 六五頁。

41 40

安木=四宮=林=小松=中井編著・前掲注(37)三〇四頁

山本·前掲注(25)九頁。

43 てリース契約につき倒産解除特約を無効とする見解からは、 井田· 、限の利益喪失特約に基づく解除を否定するのでないと、 前掲注 14 九頁注 11 は、 民事再生手続にお 民

中島弘雅編『倒産法大系 ―― 倒産法と市民保護の法理 ――』

(弘文堂、二〇〇一年) 五六五~五六六頁)。しかし、

会社更生手続との関係では期限の利益喪失特約に基づ

を民事再生手続との関係で無効と解するとすれば、銀行取引 手続開始申立てを理由として銀行が相殺権を行使する場合 は、民事再生手続におけるリース契約中の期限の利益喪失特 事再生手続開始申立てがあったことを解除権発生原因として 除特約の効力 —— 竹下・前掲注(15)二八○頁、本間靖規「各種約款の倒産解 田編集室、一九八四年) 三九八~四〇〇頁(初出一九八二年 おける相殺債権者の地位」同『債務者更生手続の研究』(西神 立場が導かれやすいと考えられる。伊藤眞「会社更生手続に 約定書中の期限の利益喪失特約についても同様に解するとの 問題が考えられる。リース契約における期限の利益喪失特約 に、当該期限の利益喪失特約を無効と解すべきか否かという 定書中の期限の利益喪失特約に基づいて、債務者の民事再牛 様に担保的機能を期待されている相殺に関して、銀行取引約 この点から派生する問題として、ファイナンス・リースと同 約についても無効と解するという立場も考えられる。しかし 旨を論じる。確かに、ユーザーの民事再生手続開始申立てを 定める特約に基づく解除を否定する意味がほとんどなくなろ 一由とするリース業者の解除権行使を防ぐという観点から 会社更生手続において、期限の利益喪失特約の効力を否 同特約に基づく銀行の相殺権行使を否定する 消費者関連約款も含めて ――」河野正 (同旨、

雑誌二号(二〇〇九年)三頁に接した。

44 45 校正段階で、 特約の有効性と中止命令・担保権消滅請求の適否 権の民事再生手続における処遇に関する試論― 権を別除権扱いして個別の行使を認める再生手続において 避けるとする。 考え方も成り立ちうるとしつつ、この場合に再生債権者に何 ても期限の利益喪失特約に基づく相殺適状の発生を否定する 七〇八頁本文、 否かという問題が生じると考えられる。 約に基づく相殺債権者に何らかの優先的地位を認めるべきか 期待をどのように保護するか、 特約の効力を否定した場合に債権者の相殺の担保的機能 続外での行使が認められることとの関係で、 これに対して、民事再生手続では、 の優先的地位が認められないかの問題があるため、 NBL九〇四号 NBL九○四号 期限の利益喪失特約に基づく相殺を認めざるをえないと 本判決に関する論稿として、 および同頁注 一方、松下・前掲注 (二〇〇九年) 三五五頁。 (二〇〇九年) 28 すなわち、 掲載。 は、 担保権が別除権として手 (18) 一一二頁は、 田中克志「リー 民事再生手続におい 伊藤·前掲注 期限の利益喪失特 期限の利益喪失 倒産申立 静岡法 断定を 9

者の相殺の担保的機能への期待を保護する途を開いている。

・相殺債権者を更生担保権者として扱うことによって、